

(別紙)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ 要望調査要領

1 提出書類

- (1) 事業実施計画書 (様式第 10-1 号)
- (2) サービス事業利用者一覧 (様式第 10-2 号)
- (3) 事業実施体制に係る書類 (様式第 10-3 号)
- (4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (様式第 10-4 号)
- (5) 申請書類チェックシート (様式第 10-5 号)
- (6) 機械リース計画書 (様式第 10 号別添 2-1)
- (7) 機械リース計画書 (様式第 10 号別添 2-2)
- (8) 農業機械専用運搬車導入理由書 (様式第 17 号)
- (9) (5) 申請書類チェックシートに記載の添付書類等

※該当ある場合のみ

2 提出期限・提出先

令和 7 年 1 月 28 日 (火) までに下記担当あて送付

担当：農業経営・所得向上推進課 働き手確保対策担当 山科 (yamashinaa@pref.yamagata.jp)
大竹 (otaketo@pref.yamagata.jp)

3 提出方法

1 の(1)～(7)は Excel ファイル、(8)は Word ファイル、(9)は原則として PDF ファイルにより電子メールでお送りください。

4 留意事項

- (1) 本要望調査では以下のスケジュールで事業完了するもののみが対象となります。

1 月 28 日：要望調査締切
3 月上旬：採択発表 (事前着手届提出のうで見積合わせ等開始可能)
3 月下旬：事業完了 (納品・完了検査後実績報告提出)

- (2) 本事業以外の国庫補助事業で整備する機械等は助成対象外のため、要望提出に当たっては、他の国庫補助事業と重複しないよう御留意ください。
- (3) 本事業では、事業実施主体がサービス提供に必要な機械の導入支援を行うこととしており、事業実施主体が所有する農地や自らの経営のための借地において、導入した機械を用いることは目的外使用にあたります。

- (4) 本県に事業所を有する組織であっても、本県以外のみでサービス提供を行う場合は、サービスを行う都道府県で申請手続きを行ってください。また、本県のみならず他県でもサービス提供を行う計画は、「広域型サービス支援タイプ」に該当する場合があります。
- (5) 必ず1の(5) 申請書類チェックシートによって、提出書類のチェックを行うようにしてください。提出書類に不備がある場合、要望を受け付けられない可能性があります。（根拠資料等で提出が間に合わないものがある場合は、提出期限前に御相談いただくようお願いいたします。）
- (5) その他、事業の詳細については、令和7年1月17日付けの農産局農産政策部技術普及課スマート・サービスユニット班が作成した資料を御確認ください。